



ガンバルクイナの質問1

## 96条には なんて書いてあるの？

日本国憲法第96条には、憲法改正に関してこう書かれています。

この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

それを自民党の日本国憲法改正草案(2012年4月27日発表)では、こんなふうに変えようとしています。

この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。

つまり、国民に改憲を提案するのに衆参両院のそれぞれ3分の2以上の議員の賛成を必要としたのを、それぞれの過半数の賛成で可能にしようというわけです。



質問2

## どうして変えたいの？

安倍首相は96条改憲にとっても意欲的で、「3分の1をちょっと超える国会議員が反対すれば、国民が指一本ふれることができないというのはあまりにもハードルが高すぎる。変えるべきだ」(2012年12月17日記者会見)とっています。

ジャーナリストの櫻井よしこさんは「3分の2から2分の1以上への緩和はまた、ルールの民主化と公正化をもたらし、憲法は真の意味で国民に近くなる」(11年6月「週刊新潮」)。

橋下徹大阪市長(日本維新の会共同代表)も、3分の2を過半数にすることで「憲法が変わる可能性があるという環境を整えて初めて真剣な、責任ある憲法論議が展開される」(13年2月24日読売新聞)と力説しています。

そして、自民党は自らQ&Aを作って、なぜ要件を緩めるか、こんなふうの説明しています。

「現行憲法は、両院で3分の2以上の賛成を得て国民に提案され、国民投票で過半数の賛成を得てはじめて憲法改正が実現することとなっており、世界的に見ても、改正しにくい憲法となっています。

憲法改正は、国民投票に付して主権者である国民の意思を直接問うわけですから、国民に提案される前の国会での手続を余りに厳格にするのは、国民が憲法について意思を表明する機会が狭められることになり、かえって主権者である国民の意思を反映しないことになってしまうと考えました」。



質問3

## ほんとうに日本だけが 変えにくいのかなあ？

たとえばドイツは戦後、58回も改正している、アメリカだって6回、なのに日本は……とよくいわれます。

でも、ドイツの憲法(基本法)には、日本では法律で定めているような細かな事項も含まれ、単純に改憲の回数で比較することはできません。

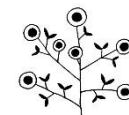
そしてアメリカ合衆国憲法の改正手続きは、「両院の3分の2以上か、3分の2以上の州議会の要請による発議」と「4分の3以上の州における承認」が必要で、日本よりずっと厳しい。

国会の議決を3か月の期間を隔てて2回(イタリア)、あるいは総選挙を隔てて2回(デンマーク)と定めている国もあります。

世界の憲法のほとんどは硬性憲法——改正には通常法律より厳重な手続きを必要とする憲法で、日本がとりわけ改正しにくい憲法をもっているわけではありません。改憲をしやすくすると、政権交代のたびに改憲という事態も起こりかねません。

少数者の人権も尊重し、権力の暴走を止めるのが96条の規定で、民主主義の根幹であり、近代国家の原則である立憲主義(憲法は国民が権力者を縛る道具という考え方)の基本です。

●暴走を止めるための96条なのに、跳び越せないからハードルを低くするのは、本末転倒だね。





質問4

## でも、国民投票があるからいいんじゃない？

「憲法改正論議は否定されることではなく、主権者たる国民の意思は国民投票で尊重されるから心配ない」、「96条を変えれば国民投票の機会が増え、国民の意思が実現されやすくなる」——といわれます。

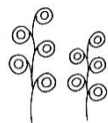
でも、両院の過半数の賛成で発議できるとなると、ほとんど審議せずに国民投票に持ち込むことも可能になります。それでは何が問題か、国民はよく理解しないまま投票することになります。

そして、国民投票運動の資金のあるなしで、あるいは領土問題などで危機感をあおり立てることで、国民の意思が誘導されることもありえます。かつてナチスドイツは国民投票をそのように利用しました。

さらに、お隣の韓国の憲法では、「有権者の過半数の投票」と「投票者の過半数の賛成」が必要とされていますが、自民党の改正草案は、最低投票率の規定は設けず、総投票数でさえない有効投票数の過半数で変えられるとされ、国民投票というハードルの設定もきわめて低くされています。

これでは国民投票は国民の意思表示の場ではなく、単なる通過儀礼になりかねません。

●そうか、国民投票があるからと安心するのは、考えものだね。



質問5

## 96条改憲のむこうには？

96条が変わったらどうなるでしょう。

「そのまましばらくおとなしくしていれば、国民は憲法改正がおそろしい結果をもたらすものではなかったと思うだろう」、「国民投票で意思表示することを評価して、意欲的になるひとも出てくるだろう」——まさにそれが改憲派のめざすシナリオです。彼ら自身、「改憲に対するアレルギーを減らす」と言っています。

昨年12月の衆議院選で自公は過半数の議席を得て、日本維新の会やみんなの党など96条改憲に積極的な党の有志で96条改憲の勉強会も発足しました。7月の参議院選挙の結果次第では、96条改憲が現実のものとなりかねません。そうなれば、2分の1、つまり政権与党のみの賛成で発議できるようになるのです。

96条改憲と9条改憲は一体のものです。

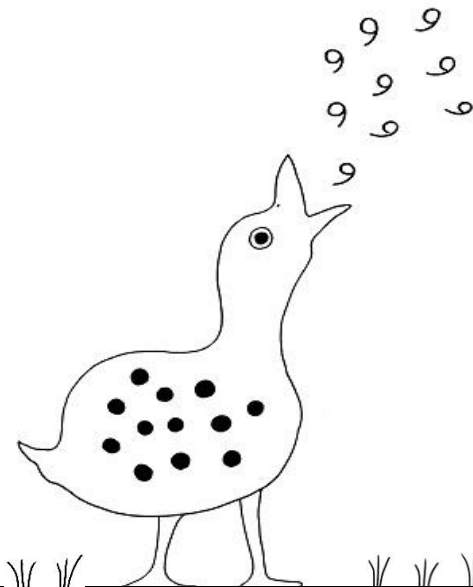
あとは「改憲に都合がよいとき」を見計らって、自衛隊の国防軍化、天皇の国家元首化、国民の憲法尊重擁護義務導入などをひとつずつ発議していけばいい——そんな意図が、いまの「憲法96条改正」に見え隠れします。

●96条を変えるだけならいいかな  
——なんてわけにはいかないね。



ガンバルクイナ：沖縄本島北部に生息する絶滅危惧種ヤンバルクイナの亜種で、市民連絡会周辺に棲息するといわれる。鳴き声はキューキュー。

# ガンバルクイナの 96条改憲 知ってる？



発行：2013年4月22日（改訂版）  
許すな！憲法改悪・市民連絡会  
URL <http://www.annie.ne.jp/~kenpou/>  
東京都千代田区三崎町2-21-6-301  
TEL03-3221-4668 FAX03-3221-2558